



# 埼玉県報

第 2 4 0 6 号  
平成24年7月13日  
金 曜 日

## 目 次

### 告示

- [統合サーバー等運用管理支援業務委託に関する落札者等の公示\(システム管理課\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(南部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(南西部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(県央地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(北部地域振興センター本庄事務所\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(北部地域振興センター本庄事務所\)](#)
- [平成24年4月から6月までにおける政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況\(入札執行課\)](#)
- [観光資源発掘・育成促進事業業務委託に関する契約の相手方等の公示\(観光課\)](#)
- [埼玉観光物産知名度アップ事業業務委託に関する契約の相手方等の公示\(観光課\)](#)
- [太田土地改良区の役員退任届\(春日部農林振興センター\)](#)
- [平成24年度家畜商講習会の開催に関する告示\(畜産安全課\)](#)
- [見沼代用水土地改良区の定款変更認可\(農村整備課\)](#)
- [宅地建物取引業法に基づく聴聞\(建築安全課\)](#)
- [一般国道122号の区域変更\(さいたま県土整備事務所\)](#)
- [不在者投票を行うことのできる施設の指定\(選挙管理委員会\)](#)
- [選挙管理委員会の招集\(選挙管理委員会\)](#)

## 告 示

### 埼玉県告示第九百六十九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年七月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量  
統合サーバー等運用管理支援業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県企画財政部システム管理課システム運営担当 埼玉県さいたま市浦和区  
高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日  
平成24年6月11日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社エヌアイデイ 千葉県香取市玉造3丁目1番5号
- 5 落札金額  
39,006,450円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日  
平成24年5月1日

## 告 示

埼玉県告示第九百七十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二週間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十四年七月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十四年六月二十六日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人ビーアンドファーム
- 三 代表者の氏名  
五十君 好美
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県戸田市本町二丁目十番一号
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、全国各地の住民に対し、蜜蜂の飼育を通して地球温暖化や生態系の変化などに関する啓蒙と地域コミュニティの活性化を行い、環境の保全とまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

## 告 示

埼玉県告示第九百七十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十四年七月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十四年七月五日
- 二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人 視覚障がい者支援しろがめ
- 三 代表者の氏名  
村上 琢磨
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県新座市新堀二丁目十一番十四号
- 五 定款に記載された目的  
本法人は、目の不自由な人が自立した生活を営んでいくために必要な事業を行うことにより、目の不自由な人が生活の質の向上を図り、社会参加することをもって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

## 告 示

埼玉県告示第九百七十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二週間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県県央地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十四年七月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十四年七月六日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人まめの木
- 三 代表者の氏名  
平石 真紀
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県桶川市大字川田谷二千七百三十番地の百七
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、障がい者とその家族等に対して、障害者自立支援法に基づき、より充実した社会生活を営む為の生活支援に関する事業を行い、又、障がい者への労働の場の提供や就労移行・継続支援事業を実施することにより、健全で豊かな地域社会の確立並びに社会福祉全体の発展に寄与することを目的とする。

## 告 示

埼玉県告示第九百七十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県北部地域振興センター本庄事務所において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十四年七月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十四年七月九日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人でんでんむしむし
- 三 代表者の氏名  
長岡 憲史
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県本庄市共栄四十九番地
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、高齢者や障害者ご本人とその家族に対し、介護保険法及び障害者自立支援法に基づく事業を行い、誰もが安全・安心に暮らせる地域社会を創造すること、福祉の増進に寄与することを目的とする。

## 告 示

埼玉県告示第九百七十四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県北部地域振興センター本庄事務所において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十四年七月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十四年七月九日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人A Zアグリ倶楽部
- 三 代表者の氏名  
飯塚 俊彦
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県本庄市小島南二丁目四番七号
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、地域の新しい農業スタイルを模索する方々や家庭菜園を趣味に持つ方々が、地域内外の団体や専門家、行政等と連携をする活動の中で、地域の「食」や「歴史」、「風習」、「伝統」を学び、体験することによって、これからのより良い地域を考え、自給自足の考えの下、循環型地域の実現を目指し、調査・研究・実践することを目的とする。



## 告 示

埼玉県告示第九百七十五号

平成二十四年四月から六月までにおける政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況について、次のとおり公表する。

平成二十四年七月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

政府調達に係る苦情の受付件数 なし

# 告 示

埼玉県告示第九百七十六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年七月十三日

埼玉県知事 上田清司

- 1 購入等件名及び数量  
観光資源発掘・育成促進事業業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県産業労働部観光課観光・物産振興担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3  
丁目15番 1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成24年 5月 2日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社 J T B 関東 埼玉県さいたま市中央区新都心11番地 2
- 5 契約金額  
32,948,874円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約とした理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第 1  
項第 1号に該当

# 告 示

埼玉県告示第九百七十七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年七月十三日

埼玉県知事 上田清司

1 購入等件名及び数量

埼玉観光物産知名度アップ事業業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県産業労働部観光課観光・物産振興担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3  
丁目15番1号

3 随意契約の相手方を決定した日

平成24年5月2日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社 J T B 関東 埼玉県さいたま市中央区新都心11番地 2

5 契約金額

31,342,421円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1  
項第1号に該当

# 告 示

埼玉県告示第九百七十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、  
太田土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届  
出があった。

平成二十四年七月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

職名	氏 名	住 所
理事	武 井 孝 之	埼玉県久喜市大字吉羽千二百八十五番地
同	折 原 作 治	同 同 千四百三十一番地
監事	武 井 浩	同 同 野久喜三百四十三番地

## 告 示

埼玉県告示第九百七十九号

家畜商法（昭和二十四年法律第二百八号）第四条の二の規定により、家畜商講習会を次のとおり開催する。

平成二十四年七月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 開催日時

平成二十四年九月六日（木）及び九月七日（金）

午前八時四十五分から午後五時十五分まで

### 二 開催場所

埼玉県熊谷市円光一丁目八番地三十号

埼玉県熊谷家畜保健衛生所 講堂

### 三 講習の内容

イ 家畜の取引に関する法令 四時間

ロ 家畜の品種及び特徴 四時間

ハ 家畜の悪癖、機能障害及び疾病 六時間

### 四 受講手続

イ 提出書類

平成二十四年度埼玉県家畜商講習会開催要綱に規定する受講申請書等

ロ 提出先

県内に住所を有する者は、その住所地を管轄する家畜保健衛生所へ提出すること。

県内に住所を有しない者は、埼玉県農林部畜産安全課へ提出すること。

なお、郵送の場合は簡易書留によることとし、「家畜商講習会受講申込書在中」と朱書すること。

### 八 受付期間

平成二十四年八月一日（水）から二十二日（水）まで

郵送の場合は、平成二十四年八月二十二日までの消印のあるものに限る。

### 五 手数料の納付

三千五百円相当額の埼玉県証紙を受講申請書に貼付して納付すること。

### 六 その他

受講申請書は、埼玉県農林部畜産安全課及び各家畜保健衛生所において配布する。

なお、詳細については、埼玉県農林部畜産安全課（電話〇四八―八三〇―四一九

三)に問い合わせること。



# 告 示

埼玉県告示第九百八十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を平成二十四年七月九日認可した。

平成二十四年七月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

見沼代用水土地改良区

二 事務所所在地

久喜市

# 告示

埼玉県告示第九百八十一号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十五条の規定による処分について、同法第六十九条第一項の規定により、聴聞を次のとおり公開で行う。

平成二十四年七月十三日

埼玉県知事 上田清司

## 一 聴聞の日時及び被聴聞者

聴聞の日時	被聴聞者の商号又は名称	被聴聞者の氏名（法人にあっては代表者の氏名）	被聴聞者の主たる事務所の所在地
平成二十四年七月二十三日 午前十一時	水口不動産	水口 将巨	埼玉県八潮市千七十一番十三

## 二 聴聞の場所

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県庁 衛生会館 五二一号室

# 告 示

埼玉県さいたま県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十四年七月十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環  
境課及び埼玉県さいたま県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年七月十三日

埼玉県さいたま県土整備事務所長 原 正 明

一 道路の種類 一般国道

二 路線名 百二十二号

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
川口市桜町一丁目六七四番五地先 から同市坂下町一丁目一七六〇番 三地先まで		区 間
二〇・八〇 三〇・七〇	一九・五〇 二五・〇〇	敷地の幅員 (メートル)
五三六・八〇		延長 (メートル)
		備 考

# 告示

埼玉県選管告示第三十四号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項  
第二号（地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）及び農業委員会等に関する法律施行令（昭和二十六年政令第七十八号）において準用する場合並びに最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和二十三年政令第二百二十二号）において例による場合を含む。）の規定による不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

平成二十四年七月十三日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝瀬 副次

種別	施設の開設主体及び名称	所在地
老人ホーム	社会福祉法人 城南会 特別養護老人ホーム しらさぎ	埼玉県さいたま市岩槻区南下新井 千五百三十八番地七
老人ホーム	社会福祉法人 竹柿会 特別養護老人ホーム 上尾ほほえ みの杜	埼玉県上尾市大字畔吉字堀口 千三百四十一番地一

# 告 示

埼玉県選管告示第三十五号

埼玉県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成二十四年七月十三日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝 瀬 副 次

一 日時 平成二十四年七月十七日 午前十時

二 場所 埼玉県選挙管理委員会室

三 議題

- ア 新座市議会議員一般選挙における当選の効力に関する審査の申立てについて
- イ その他